

第3 保健予防課

事務事業名	事務事業内容
1 予防接種事業	<p>◎ 子育て支援事業等を実施する。</p> <p>① 幼児インフルエンザ予防接種助成 小学校就学前の乳幼児を対象に、個別接種1回につき1,000円を補助する。</p> <p>◎ 予防接種法に基づき、各種予防接種を実施する。</p> <p>① 乳幼児個別接種（指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四種混合（百日せき，ジフテリア，破傷風，ポリオ） ・麻しん及び風しん ・日本脳炎 ・BCG接種：生後1歳に至るまでの間 ・ヒブワクチン接種：生後2か月以上60月に至るまでの間 ・小児用肺炎球菌ワクチン接種：生後2か月以上60月に至るまでの間 <p>② 児童・生徒個別接種（指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二種混合（ジフテリア，破傷風）：小学校6年生 ・日本脳炎：9歳以上13歳未満 ・子宮頸がん予防ワクチン接種 ：小学校6年生～高校1年生に相当する年齢である女性 <p>③ 特例対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本脳炎：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者 <p>④ 長期療養を必要とする疾病にかかった者の定期接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期療養を必要とする疾病にかかった者が特別の事情がなくなってから起算して2年を経過する日までの間 ※四種混合ワクチンを使用する場合は15歳，BCGが4歳，ヒブ・小児用肺炎球菌については10歳と，それぞれの年齢に達するまで。 それ以外は上限年齢なし。 <p>⑤ 高齢者（65歳以上）個別接種（指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（自己負担1,300円，低所得者は無料）

事務事業名	事務事業内容
2 栄養改善指導事業	<p>◎ 健康増進法に基づき、栄養改善指導を実施する。</p> <p>① 特定給食施設等の管理 特定給食施設等の届出の受理，立入検査，個別・集団指導を実施する。</p> <p>② 食品の特別用途表示・栄養表示基準等の管理 特別用途表示の許可申請の進達，栄養成分表示に関する相談及び指導を行う。</p> <p>③ 調理師・栄養士・管理栄養士の免許管理 調理師・栄養士免許（県知事が交付），管理栄養士免許（厚生労働大臣が交付）の申請受付及び進達，交付を行う。</p> <p>④ 国民健康・栄養調査を実施する。</p>
3 感染症予防事業	<p>◎ 感染症予防関係（結核を除く） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，感染症のまん延の予防を図る。</p> <p>① 市民へ感染症に対する啓発の実施 （パンフレット配布，広報掲載等）</p> <p>② 感染症発生時の対応（積極的疫学調査等）</p> <p>③ 感染症患者の入院勧告及び医療費公費負担（一・二類感染症）</p> <p>④ エイズ相談・検査事業 週1回（相談は随時）</p> <p>⑤ 肝炎相談・検査事業 週1回（相談は随時）</p> <p>⑥ 災害発生時の感染症予防活動</p> <p>◎ 結核予防関係 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，結核の予防及び結核患者管理を実施する。</p> <p>① 定期結核健康診断（X線間接撮影）：65歳以上の市民</p> <p>② 結核患者の入院勧告及び医療費公費負担</p> <p>③ 結核患者積極的疫学調査</p> <p>④ 接触者健康診断 月2回</p> <p>⑤ 結核患者管理（結核登録者精密検査・訪問指導）</p> <p>⑥ 感染症診査協議会 月2回</p>

事務事業名	事務事業内容
4 精神保健福祉事業	<p>◎ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がい者の早期治療の促進及び住民の精神保健向上に向けた事業を行う。あわせて、自殺対策を行う。</p> <p>① 精神保健福祉相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門医による相談（月1回開設） ・保健師等による随時相談（電話・来所・家庭訪問） <p>② こころの健康づくり講演会</p> <p>③ 自殺対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒害相談員による酒害相談（年6回・奇数月） ・自殺対策研修 ・地区こころの健康づくり講座 等
5 地域生活支援事業	<p>◎ 障害者自立支援法に基づき、障がい者の社会参加と自立を促進する事業を行う。</p> <p>① 精神デイケア</p> <p>② 精神保健ボランティアフォローアップ研修</p> <p>③ 家族教室</p>
6 在宅難病患者支援事業	<p>◎ 難病患者等の居宅における療養生活を支援する。</p> <p>① 在宅難病患者支援事業推進協議会</p> <p>② 講演会及び医療相談会</p> <p>③ 保健師等による随時療養相談</p> <p>④ 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業</p> <p>※平成25年4月に「障がい者総合支援法」が施行され、障がい者の定義に難病等が加わり障がい福祉サービス等の対象となったことから、「難病患者等ホームヘルパー派遣事業・在宅難病患者等短期入所事業・難病患者等日常生活用具給付事業」は、平成24年度末に廃止された。</p>